

令和5年度第2回加古川市特別職報酬等審議会 会議録

日 時	令和6年1月26日（金）午前10時～午前11時15分	
場 所	加古川市役所南館3階302議室	
出席者	委員	中本淳会長、岡本立身委員、釜谷和明委員、北本敏委員、栗原直樹委員、河野弘行委員、小南好弘委員、戸田喜規委員、中尾るみ子委員、山本将委員
	市	総務部長、総務部次長、人事課長、人事課副課長、人事課給与係長、人事課給与係主査
審議事項	特別職の報酬等の額について 答申内容について	
配付資料	・次第 ・令和5年度第2回加古川市特別職報酬等審議会会議資料	
事務局	加古川市総務部人事課	

1 開会

委員10名全員の出席により、会議が成立していることを確認

2 会長あいさつ

3 審議

(1) 傍聴人の確認

傍聴人はなし

(2) 資料説明（事務局）

「令和5年度第2回加古川市特別職報酬等審議会会議資料」の内容に沿って説明

(3) 審議内容

事務局	<p>〔「令和5年度第2回加古川市特別職報酬等審議会会議資料」より改定試算案の概要について以下抜粋〕</p> <p>・前回の内容を踏まえ、事務局より改定試算案を5案お示しさせていただきますが、あくまでたたき台としてお示しするものであり、これからの議論の中で、具体的な給料・報酬額を決定いただきたいと思います。</p> <p>◎【案1】令和元年度から4年度の人事院勧告による一般職の平均改定率「+0.4%」により、すべての特別職の給料月額及び議員の報酬月額を計算。</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(単位：円)

	市長	副市長	教育長	常勤の 監査委員	上下水道 事業管理者
現行	1,094,000	904,000	779,000	576,000	745,000
改正後	1,098,000	907,000	782,000	578,000	747,000
増減額	+4,000	+3,000	+3,000	+2,000	+2,000
年間影響額	+69,360	+52,020	+52,020	+34,680	+34,680
4年間影響額	+373,440	+250,080	+227,880	+153,120	+154,720
	議長	副議長	議員		
現行	673,000	610,000	563,000		
改正後	675,000	612,000	565,000	4年間影響額計	
増減額	+2,000	+2,000	+2,000	市長等	+1,409,320
年間影響額	+34,680	+34,680	+34,680	議会議員	+4,300,320
4年間影響額	+138,720	+138,720	+138,720	合計	+5,709,640

※市長等の4年間影響額には退職手当影響額を含む。また4年間影響額計は、副市長2名、議員29名で計算。(以下表とも同じ)

◎【案2】令和元年度から4年度の人事院勧告においては若年層を中心とした改定であり部長級の月額改定がなかったことや、他団体の改定状況、社会経済情勢等を総合的に考慮して「据え置き」。

◎【案3】

- ① 令和元年度から4年度の人事院勧告による一般職の平均改定率「+0.4%」により、市長の給料月額及び議員の報酬月額を計算。
- ② ①により計算した市長・議員の月額を基準とし、同規模自治体の平均指数により、他の特別職の給料月額と議長、副議長の報酬月額を計算。

(単位：円)

	市長	副市長	教育長	常勤の 監査委員	上下水道 事業管理者
現行	1,094,000	904,000	779,000	576,000	745,000
改正後	1,098,000	904,000	789,000	585,000	763,000
増減額	+4,000	±0	+10,000	+9,000	+18,000
年間影響額	+69,360	±0	+173,400	+156,060	+312,120
4年間影響額	+373,440	±0	+759,600	+689,040	+1,392,480
	議長	副議長	議員		
現行	673,000	610,000	563,000		
改正後	684,000	612,000	565,000	4年間影響額計	
増減額	+11,000	+2,000	+2,000	市長等	+3,214,560
年間影響額	+190,740	+34,680	+34,680	議会議員	+4,924,560
4年間影響額	+762,960	+138,720	+138,720	合計	+8,139,120

◎【案4】

- ① 令和元年度から4年度の人事院勧告による一般職の平均改定率「+0.4%」により、市長の給料月額を計算。
 ② 他の特別職の給料月額及び市議会議員の報酬月額については、改定前の市長の給料月額との割合により計算。

(単位：円)

	市長	副市長	教育長	常勤の 監査委員	上下水道 事業管理者
現行	1,094,000	904,000	779,000	576,000	745,000
市長との割合	—	82.6	71.2	52.7	68.1
改正後	1,098,000	906,000	781,000	578,000	747,000
増減額	+4,000	+2,000	+2,000	+2,000	+2,000
年間影響額	+69,360	+34,680	+34,680	+34,680	+34,680
4年間影響額	+373,440	+166,720	+151,920	+153,120	+154,720
	議長	副議長	議員		
現行	673,000	610,000	563,000		
市長との割合	61.5	55.8	51.5		
改正後	675,000	612,000	565,000	4年間影響額計	
増減額	+2,000	+2,000	+2,000	市長等	+1,166,640
年間影響額	+34,680	+34,680	+34,680	議会議員	+4,300,320
4年間影響額	+138,720	+138,720	+138,720	合計	+5,466,960

◎【案5】

一律一定金額の上乗せ。(案は一律2,000円とした場合)

(単位：円)

	市長	副市長	教育長	常勤の 監査委員	上下水道 事業管理者
現行	1,094,000	904,000	779,000	576,000	745,000
改正後	1,096,000	906,000	781,000	578,000	747,000
増減額	+2,000	+2,000	+2,000	+2,000	+2,000
年間影響額	+34,680	+34,680	+34,680	+34,680	+34,680
4年間影響額	+186,720	+166,720	+151,920	+153,120	+154,720
	議長	副議長	議員		
現行	673,000	610,000	563,000		
改正後	675,000	612,000	565,000	4年間影響額計	
増減額	+2,000	+2,000	+2,000	市長等	+979,920
年間影響額	+34,680	+34,680	+34,680	議会議員	+4,300,320
4年間影響額	+138,720	+138,720	+138,720	合計	+5,280,240

会長	・ 前回の議論の中で、引上げとする場合でも、その財源があるかという意見があった。財政状況と試算結果との関係について、補足説明をお願いしたい。
事務局	・ 予算には総計予算主義の原則があり、支払えない予算の場合は、予算計上することができません。仮に今回で増額改定と結論付けられた場合の予算上の取扱いとしては、その答申を受けた市長のご判断と、条例の改正案や予算案を市議会がどうご判断されるかになります。
会長	・ 予算が通る、通らないはここで議論する必要はない。財政状況的に黒字であればどれくらい引き上げられるか、という点についてはどうか。
事務局	・ 決算状況につきまして、黒字ではあります。しかしながら、増額改定をする以上、その財源を措置しておく必要があり、そこは財政部局が予算全体の中で判断調整していくものと思います。
会長	・ 承知した。今の点を含めてでも構わないが、まずは資料についてのご質問があれば、忌憚のない意見を頂戴したい。
委員	・ ここ何年か部長級の給料月額の変動がなかったということだが、今後についてはどう考えるか。
事務局	・ 令和元年度から4年度までは、案2でもお示ししておりますが、部長級の給料月額の変動はありませんでした。令和5年度に限りますと、0.3%の増額となっています。来年度以降については、現時点でどのような人事院勧告となるかはわかりかねます。
委員	・ 令和元年度から4年度までの特別職及び議員の報酬等月額についてはどうだったか。
事務局	・ 令和元年度の審議会では、増額の答申が出され、令和2年度より報酬等月額は上がっています。ただし、答申があった令和元年度については、部長級の月額改定はありませんでした。
会長	・ 他にどうか。
会長	・ それでは審議に入るが、本日は具体的な引上げ額を決めることとなる。基本的には案1から案5のいずれかで決定するような印象

	<p>を持っているが、各案に対する意見や改定額等の根拠、理由等についてご意見を賜りたい。また、他の案がある場合は併せてご意見を頂戴したい。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の給与改定も踏まえた報酬全体のボトムアップに加え、物価上昇等も踏まえ、人事院勧告に基づく案1でどうかと考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・私は案1が有力と考えるが、一律定額の引上げとする案5も興味深い。若手に重点を置いた引上げ案も面白いと思う。 ・案2及び案3以外の印象である。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の議論の中で、議員を相対的に引き上げてはどうかというご意見もあった。 ・今回の議員の引上げ額は、2,000円で試算されており、相対的に引き上げるならば、仮にその額を一律3,000円ではどうかという考え方もあるが、定額での引上げの場合、その根拠が難しい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・私は2,000円や3,000円の引上げ額では生活給が引き上がる程の額とは思わない。積極的に引き上げるほどの改定額ではなく、案2の据え置きでいいのではないか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・据え置きとする場合、その根拠をどうするか。据え置きの結論を否定するものではないが、職にとって引上げ額が大したものではないから引き上げないとするのは、この審議会では適切でなく、理由付けについて検討の余地がある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・据え置き以外での理由付けをするなら、人事院勧告の改定率に基づく案1となる。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・承知した。複数意見でも集計し、最終は意見集約をしたいと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・私は案1を推奨したい。改定にあたっての根拠について、民間給与の状況等は年度毎の人事院勧告により評価されており、それを理由とする方が正当だと考える。 ・改定額については、2,000円から4,000円を妥当とするかは判断の悩むところで、上げるならもう少し上げてよいと思う。 ・案5も非常に面白いが、一律定額の根拠が難しい。 ・特別職全体の引上げも大切だが、若手の引上げも重要と考える。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・若手に対する取扱いは難しい問題である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の審議でも出たが、議員定数を減らす場合に、合わせて報酬額を平均的に見直すという議論はできるかもしれないが、この審議会でそこまでは判断できない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・私も人事院勧告に基づく案1を推奨する。改定率について、今年度の人事院勧告では部長級の改定率が0.3%増であったが、0.4%増とする理由について今一度確認をしたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の審議会では、令和元年度の人事院勧告の改定率ではなく、審議会開催前までの4年間における一般職の平均改定率を反映した認識である。事務局、間違いはないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・間違いありません。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・その点でも、案1と考える。それから、先程から挙がっている案5も面白い。賃上げ交渉の中でも、全体での金額アップを要求し、バランスをみて一律配分や職に応じて配分する考え方もある。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、総額ベースで0.4%を引上げて、それを人数按分するという考え方も根拠としてはあり得るということになる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・私も人事院勧告を基準とする案1に賛成したい。従来からも人事院勧告を基準としており、今回の改定額は大きくはないが、月額だけでなく期末手当にも影響し、年額報酬は上がることになる。 ・改定の基準を人事院勧告に求めると他団体との比較もしやすい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・私は据え置きとする案2や、職により改定額にバラつきのある案3はないと考える。他の委員の意見を聞くまでは、案5も改定に係る理屈としてないと考えていた。若手に配分してはどうかという見解に理解はするが、それでも案5はないと考える。 ・案1は最も無難であり、職責の割合からみた案4も面白い。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・案4は、案1に近いが、少し差が出る点でも興味深い。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・私は案4を推奨したい。現在の役職に対する評価が報酬の割合として表れていると考えるのであれば、その割合はそのまま維持した方が良い。その上で、人事院勧告で+0.4%の改定が出ているのであれば、その分を引き上げれば良い。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の市長の月額との割合に、他の役職との責任の度合いなどが

事務局	<p>反映されていると考えるものである。この改定の場合、結果については、改定前の割合と完全に一致するものではないと思うが、改定後の割合、結果はどうなるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 端数処理の結果により、職によって 0.1 程度の差は生じます。アプローチの仕方として、一律 0.4% を乗じるのか、或いは、0.4% を乗じた上で今の職責がバランスのとれたものとして計算していくのか、そこの理屈付けが少し違いますが、改定の結果として案 1 と案 4 は近いものになります。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差は 0.1 程度であり、根拠をどうするか、というところである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案 1 と案 4 の差異は、副市長と教育長の改定額の差である。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終的な金額の差としてはそこになる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私は当初は案 1 が妥当かと思っていたが、案 5 も考えられる。ただ、一律の定額を 2,000 円とするのか 3,000 円とするのか、その理由付けに加え、4 年間の影響額も変わってくる。 ・ 先程の意見の中で、改定総額から改定額を考えるのも有効だと思った。基本的には、案 1 であるが、案 1 と案 5 をミックスさせる考え方もあるかと思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、案 5 では一律 2,000 円の引上げとなっているが、その一律の引上げの根拠を総額で 0.4% 引き上げるとし、改定対象となる人数で按分すると、2,000 円ではないと思うが、試算できるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各特別職及び議員全員の年収に 0.4% を乗じ、人数按分し、千円未満端数切捨てで計算すると、改定額は 3,000 円となります。 ・ 先程のまでのご意見につき補足いたします。一つは、議論の中で若手に対して配分してはどうかというご意見がありましたが、一律定額での引上げとしても、+0.4% からの引上げとしても、年齢による配分は難しいと考えます。 ・ もう一つは、ご意見にもありましたが、現在の報酬額について、市長に対する各職の割合は、職責等からある程度見合ったものとして、条例で規定され、市議会でも承認されていると事務局では考えています。 ・ 仮にこれが一律定額での改定とすると、各職におけるバランスは少し崩れていく可能性があります。 ・ 報酬額改定の考え方は非常に大切な部分とっておりますので、

	<p>その時々的情勢等も踏まえまして、様々な案を事務局では検討したいと思います。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職責と報酬額の関係は、案4で特に強調された部分ではある。 ・ 前回の議論や今回の案5のご意見の中では、若手、特にここでは若手議員を意識したものであったが、議員の年齢構成もバラつきがある中で、そこを強調して議員を相対的に引き上げることに對しては慎重に考える必要があるのではというものであった。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬総額から0.4%を乗じ人数按分した場合の改定額は3,000円ということだが、その試算も踏まえ、案1や案5、また他のご意見はあるか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若手議員に對しての考えが及んだが、この場では若手であることまで考慮する必要はないと思った。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員について、若手であるかどうかは一切関係ない。年齢に関わらず、その報酬に對し、議員としての職責を果たすものである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考までに、市長の賞与の算定基準、計算方法について再確認したい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回会議資料の1ページ目になりますが、期末手当支給額は、報酬等月額に、その月額の20%を上乗せし、支給率を乗じます。支給率については、国の一般職や指定職の人事院勧告の改定率を基に決定をしています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうであるならば、人事院勧告は重要な判断材料となる。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にご意見はあるか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の皆様からは様々なご意見を頂戴した。整理すると、案1が多数の賛同を得ており、次点では案5である。 ・ 本審議会では複数意見ではなく、最終的には1つに決めて答申することとなり、多数決で決めたいと思う。 ・ 今のところ、案1がこの審議会での結論になると考えているが、他にご意見はあるか。 ・ なお、答申にあたっては、案1に對してだけではなく、その他のご意見があれば付帯意見として付言できればと考えている。

<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、案1で結論付けてよいか。 <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見をまとめていく。前回の多数意見では、基本的には引き上げるという方向の中で、本日はその具体的な額として、前回の答申以降の人事院勧告による一般職の平均改定率「+0.4%」をすべての特別職または市議会議員の月額に適用する案1で決定した。これを基に答申書を作成していきたい。 ・ 繰り返しになるが、本審議会では、市長に対して答申を行う役割を担っており、答申をまとめていくにあたり、前回の答申書を参考にできればと思う。前回の答申書を事務局より配付していただき、委員の皆様とイメージを共有したい。
<p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">〔令和元年度の答申書(写)を各委員に配付〕</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の皆様と結論の確認をさせていただく。 ・ まず、特別職5役の給料の額について、 <ul style="list-style-type: none"> 市長の給料月額を1,098,000円とする。 副市長の給料月額を907,000円とする。 教育長の給料月額を782,000円とする。 常勤の監査委員の給料月額を578,000円とする。 上下水道事業管理者の給料月額を747,000円とする。 ・ 続いて、議会議員の報酬の額について、 <ul style="list-style-type: none"> 議長の報酬月額を675,000円とする。 副議長の報酬月額を612,000円とする。 議員の報酬月額を565,000円とする。 ・ 以上のように決定してよいか。 <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今一度、委員の皆様が強調されたご意見を整理すると、物価高騰が続く社会情勢の変化の中で、報酬等の上げが相当ではないか。その上で、引上げ額については、令和元年度から令和4年度までの人事院勧告の一般職における引上げとの均衡も考慮し、0.4%の増で計算した結果というものである。
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、付帯意見について整理をしたい。結論としては、多数決で案1となったが、結論に至るまでに案1ではないご意見もあった。また、案1に対しても、このようにすればよいのではというご意

委員	見も賜ったが、答申にこれは追加したいというご意見はあるか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の報酬を考える場合に、その活動実績をどう評価するか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動実績を報酬に反映させる考えは、重要な論点である。 ・ また、市民感情も大切な視点かと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職に加え、議員の活動実績を客観的に評価できる仕組みづくりは非常に大切だと考える。報酬月額を決めるにあたっては、実績や評価からプラスアルファする判断基準にもなると思う。付帯意見として是非とも加えたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の議論でも、職責に対するご意見があった。この部分は付帯意見として加えることとする。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の世の中を冷静に捉えると、従来の長期・終身雇用は崩れ、若い優秀な人材は利益の出ている優良な民間企業に集まってきている。市の将来を見据え、新入・若手職員や志のある若者が、市により魅力を持てるような組織となるよう、この度の審議会での報酬額の結果も踏まえ、特別職や議員には一層頑張ってもらいたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回反映したのは令和4年度までの人事院勧告であり、その間の改定率は大きくはないため、改定額としても大きくなっていない。 ・ 今回の議論では、一律引上げの案5も話題となった。 ・ 若手を意識した部分や考え方は付帯意見に盛り込む方向としたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 続いて、改定の時期について、前回の答申では「できる限り速やかに実施することが適当」となっている。特に遅らせる理由やご意見等がなければ、前回同様のまとめとしたいかがいかか。 <p style="text-align: center;">(意見なし)</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、今回の改定における実施時期は「できる限り速やかに実施することが適当」としたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議論の締めとしたいが、最後に言い残しなどはないか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の皆様から頂戴したご意見や修正点については、本来委員の皆様にも最終段階で確認させてもらうべきところであるが、答申までの時間もあり、私が責任をもって素案に反映し、答申書として

会長	作成したいと思う。私にご一任いただいでよろしいか。 (異議なし) ・答申書については、私が代表して市長にお渡しさせていただく。 ・それでは、第2回の審議会を終了する。ありがとうございました。
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 連絡事項

5 閉会